

○珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成24年7月2日  
規則第17号

珠洲市議会政務調査費の交付に関する規則(平成13珠洲市規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年珠洲市条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第2条 条例第6条の規定による交付申請は、政務活動費交付申請書(様式第1号)によるものとする。

(交付の通知)

第3条 条例第7条に規定する政務活動費の交付決定に関する通知は、政務活動費交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(実績報告)

第4条 条例第8条の規定による実績報告は、政務活動費実績報告書(様式第3号及び第4号)によるものとする。

2 前項の実績報告書又はその他添付書類の修正の届出は、政務活動費実績報告書等修正届(様式第5号)によるものとする。

(交付確定通知)

第5条 条例第9条の規定による政務活動費の交付確定に関する通知は、政務活動費交付確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(政務活動費の支払)

第6条 条例第10条に規定する政務活動費の請求は、前条の規定による交付確定の通知のあった日から10日以内に政務活動費交付請求書(様式第7号)を議長を經由して市長に提出するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る実績報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(公表の方法)

第8条 条例第12条第2項に規定する公表の方法は、実績報告書を市のホームページで公開するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、政務活動費の交付の取扱いについては、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の珠洲市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の

規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この規則の施行の日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成29年規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

珠洲市長  
(珠洲市議会議長経由)

議員氏名 印

政務活動費交付申請書

政務活動費の交付を受けたいので、珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

年度交付申請額 円  
( 年 月～ 年 月分)

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

議員氏名 殿

(珠洲市議会議長経由)

珠洲市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

年度交付決定額 円

( 年 月～ 年 月分)

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

	年	月	日
珠洲市議会議長			
	議員氏名		印
政務活動費実績報告書			
年 月 日付け 第 号により交付決定のあった政務活動が完了したので、珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、別紙のとおりその実績を報告します。			

様式第4号(第4条関係)

様式第4号（第4条関係）

年度政務活動費実績報告書

議員名

- 1 政務活動費の額 \_\_\_\_\_円
- 2 政務活動の実施期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月
- 3 政務活動費の対象となる経費の内訳

(単位：円)

項目	金額	主たる活動及び支出の内訳
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
合計		

※添付書類

- (1) 政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類
- (2) 政務活動費の支出額及び使途に関する書類
- (3) 政務活動費の支出に係る領収書の原本（確認後に返付します。）

様式第5号(第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

年 月 日

珠洲市議会議長

議員氏名

㊟

政務活動費実績報告書等修正届

年 月 日付けて提出した 年度政務活動費実績報告書等について、珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり修正します。

記

1 修正理由

2 修正書類

(1) 実績報告書

(2) 領収書等

(3) その他

3 修正箇所及びその内容

(1) 実績報告書

修正項目			
修正前金額			
修正後金額			
差 額			

(修正前支出合計額: 円・修正後支出合計額 円)

(2) 領収書等 ( )

(3) その他 ( )

4 返還金

修正の結果生じた返還金は、 円であり、速やかに返還します。

※ 修正内容については、提出済の実績報告書等に加除を行い、訂正印を押印の上添付します。

様式第6号(第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

		年	月	日
議員氏名	殿			
(珠洲市議会議長経由)				
		珠洲市長		印
政務活動費交付確定通知書				
年 月 日付で実績報告の提出を受けた 年度政務活動費について				
下記のとおり確定したので、珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の				
規定により通知します。				
記				
年度交付確定額			円	
	(	年 月	～	年 月分)

様式第7号 (第6条関係)



年 月 日

珠洲市長

議員氏名 ⑧

政務活動費交付請求書

年 月 日付け 第 号により額の確定通知のあった政務活動費について、珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円  
( 年 月分～ 年 月分)

2 振込先 金融機関  
口座種類  
口座番号  
口座名義